

計量国語学会会則

制定 1957.1.15. 最終改正 2025.9.27

(名称)

第1条 この学会を計量国語学会（以下「学会」と呼ぶ）という。

2 学会の英語名称はThe Mathematical Linguistic Society of Japanとする。

(事務室)

第2条 学会の事務局は、原則として、第13条に定める事務局長の勤務先に置く。

(目的)

第3条 学会は、数理的方法による国語研究の進歩をはかり、言語に關係がある諸科学の發展に資することを、目的とする。

(事業)

第4条 学会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 機関誌その他の図書の刊行
- 二 大会および研究会・講習会等の開催
- 三 国内の関連団体、海外の関連団体との情報の交換
- 四 その他必要な事業

(会員)

第5条 会員の種類は次の通りとする。

- 一 個人会員
- 二 団体会員

個人会員の種類は次の通りとする。

- 一 一般会員
- 二 学生会員

(一般会員)

第5条の二 第8条に定める手続きによって入会を申し込み、規定の会費を納入する個人を、一般会員とする。

(学生会員)

第5条の三 当該年度の開始時点において、大学・大学院等、高等教育機関の正規の学生資格を有する者のうち、第8条に定める手続きによって入会を申し込み、規定の会費を納入する個人を、学生会員とする。

(団体会員)

第5条の四 第8条に定める手続きによって入会を申し込み、規定の会費を納入する団体を、団体会員とする。

(会員の権利)

第6条 会員は、その種別により、以下の権利を有する。

2 一般会員は、筆頭著者としての機関誌への投稿、筆頭発表者としての大会発表申し込み、総会における議決、の権利を有する。

3 学生会員は、筆頭著者としての機関誌への投稿、および、筆頭発表者としての大会発表申し込みの権利を有する。

- 4 団体会員は、年に1回、印刷版機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 5 一般会員および学生会員のうち、別途定める費用を会費とともに納入した者は、年に1回、印刷版機関誌の配布を受ける権利を有する。

(会費)

第7条 一般会員・学生会員・団体会員は、原則として、毎年4月に当該年度の会費年額を納入するものとする。

- 2 一般会員および団体会員による会費の前納を妨げない。

- 3 顧問からは会費を徴収しない。

(入会)

第8条 入会しようとする者は、学会の定めた入会申込書に所要の事項を記入し、1年分以上の会費を添えて、学会事務局に提出するものとする。

- 2 一般会員および学生会員として入会しようとする者は、同時に、入会金を納入するものとする。

3 学生会員として入会しようとする者は、入会申込書に加え、大学・大学院等の高等教育機関に所属する証明書を、学会事務局に提出するものとする。

- 4 第9条第2項によって除籍された者が再び入会を希望する時には、前記のほか、除籍された時に清算しなかった未納会費額も、納入しなければならない。

- 5 入会後に、一般会員が学生会員へ、または、学生会員が一般会員に会員種別を変更する際には、入会金の支払いを必要としない。

(退会および権利の停止)

第9条 退会しようとする会員は、退会届を学会事務局に提出するものとする。その際には、会費の清算を行う。

- 2 会費を2年間滞納した会員は、除籍される。

3 別途定める研究倫理規定に抵触する行為を行った会員は、会員の権利が停止される場合や、除籍される場合がある。

- 3 不正行為を行った会員は、会員の権利が停止されることがある。

(総会)

第10条 総会は学会の最高議決機関であって、会長が理事会の議決を経て少なくとも毎年1回招集する。

- 2 会長が必要と判断した場合は、電子メールや電子会議システムなど、対面以外の媒体を用いて総会を行うことができる。

(理事・監事・理事会)

第11条 学会に、個人会員の中から選んだ理事および監事若干名を置く。

- 2 理事は、理事会を組織し、学会の運営一切に当たる。

- 3 監事は、会計および業務の監査を行う。

- 4 理事会は、個人会員の中から理事および監事の候補者を選定し、総会で承認を得る。

- 5 欠員の補充・増員の場合も上記に準じる。

(理事および監事の任期・再任)

第12条 理事および監事の任期は2年とする。ただし途中で補充された理事および監事の場合には、前任者の残任期間とする。理事および監事の再任を妨げない。

2 理事および監事は、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

(理事役職)

第13条 理事の互選により、会長・副会長・編集長・事務局長を選出する。

2 会長は、対外的に、学会代表者となる。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があった時には、その期間、その職務を代行する。

4 編集長は、学会の機関誌の編集業務の総括を行う。

5 事務局長は、学会の事務局における日常業務の総括を行う。

6 会長は、必要に応じ、理事会に委員会を置き、理事を委員に任命して業務を担当させることができる。

(理事会の運営)

第14条 理事会は、会長が隨時招集する。ただし会長は、会員の五分の一以上から請求された場合には、請求された議題について理事会を速やかに招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長がつとめる。

3 理事会は、理事の三分の二以上が出席しなければ開けない。ただし委任状を提出した者、または、予定の議題についてあらかじめ書面で意思を表示した者は、出席者と見なす。

(顧問)

第15条 会長経験者を、顧問とすることができます。

2 顧問は、理事会が推し、総会の承認を得て決定する。顧問の資格は、当人の辞退または退会の申し出が無い限り、承認のあった総会の翌年度から終身続くものとする。

(会計)

第16条 学会の事業遂行に必要な経費は、会費、事業に伴う収入、寄附金およびその他の収入でまかなう。

(会計年度・会計報告)

第17条 学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 各会計年度の予算および決算は、会員に報告するとともに、総会で承認を得なければならない。

(会則変更)

第18条 この会則は、総会の議決または会員の三分の二以上の賛成があれば変更することができます。

2 ただし第2条に規定する事務局所在地は、理事会の議決があれば変更することができる。

附則[1957.1.15]

1 〈省略〉

2 この会則は1957年4月1日から発効する。

附則[1965.9.11]

第1条(発効期日) この全面改正会則は、1965年10月1日から発効する。

第2条(変更規定の発効) 本則第18条の要件を満たして会則を変更した箇所は、発効に関する特別の規定がつけてない限り、変更した時から効力を発する。

第3条(細則規定) この会則の実施に必要な細則は、理事会で定める。

附則[1974.9.28]

この改正会費年額および改正入会金額は、1975年度以降の分に対して適用する。

附則[1976.9.25]

この改正条文は、1977年4月1日から適用する。ただし第5条の2は、1976年9月25日から適用する。

附則[1977.9.24]

改正会費額は、1978年度から適用する。但し1977年度頭において1978年度以降の会費を前納している者の会費額は、年額に満ちない端額の時期を除き、改正額で納入があつたものとみなす。

附則[1994.9.20]

改正第7条は、1995年4月1日から適用する。

附則[1996.9.28]

改正第11条(第4項から第6項まで追加)および第12条第1項は、1996年4月1日に遡って適用する。

附則[2001.9.29]

改正第5条の二第2項、第9条第2項、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第18条第2項、附則[1965.9.11]第2条第3条は、2002年4月1日から適用する。

附則[2018.9.29]

改正条文は、2018年10月1日から適用する。なお、2018年度における機関紙定期購読者は、2019年4月1日より、団体会員に自動移行する。

附則[2023.09.23]

改正第15条(顧問)は、改正後直ちに適用する。

附則[2024.09.28]

改正第6条(会員の権利)は、2025年4月1日より適用する。

附則[2025.09.27]

改正条文は、改正後直ちに適用する。

履歴

- ・制定 1957.1.15.
- ・全面改正 1965.9.11.
- ・一部改正 1970.10.3., 1971.9.25., 1974.9.28., 1976.9.25., 1977.9.24., 1980.9.20., 1989.9.30., 1991.3.23. (第2条), 1994.9.17., 1996.9.28. (第11条・第12条), 2001.9.29., 2009.10.17. (第2条), 2012.9.29. (第9条・第16条), 2015.9.26. (第6条), 2016.10.8. (第7条)
- ・全面改正 2018.10.1.
- ・一部改正 2019.9.21. (第9条), 一部改正 2021.9.18. (第2条・第8条・第9条・第13

条・第18条), 一部改正 2023.9.23. (第5条・第7条・第15条), 2024.9.28. (第6条),
一部改正 2025.9.27. (第1条, 第2条, 第4条, 第9条, 第10条、第11条, 第13条,
第17条, 第18条, 第19条)